

国庫支出金のパフォーマンス指標について

- 「経済・財政一体改革推進委員会第2次報告」において、パフォーマンス指標を活用した実効性あるPDCAに向けて以下のように記載。
 - ▶ 国庫支出金ごとに、その事業の実施により達成すべきアウトカムの目標をパフォーマンス指標として設定
 - ▶ 設定の仕方として、①地方が指標・数値を提案し、所管府省庁と合意の上で設定、②国が指標を特定し、地方が具体的な数値を設定、③国が指標・数値を全国一律に設定
 - ▶ 国庫支出金の所管府省庁は、パフォーマンス指標の評価についての「見える化」、好事例の展開、達成度合い等に応じた配分のメリハリ等を実施
- これらを踏まえ、昨年、教育、産業・雇用等WG、社会資本整備等WGにおいて、パフォーマンス指標の設定等に関する関係府省庁ヒアリングを実施。
- 「経済・財政再生アクション・プログラム2016」においては、上記ヒアリング等を踏まえ、地方の裁量度が高く、一定規模以上の国庫支出金を対象として、パフォーマンス指標の設定、活用等について具体化し、「見える化」及びPDCAサイクルによる取組等を加速させる、と記載。

フォローアップ調査について

- 「経済・財政再生アクション・プログラム2016」等を受け、パフォーマンス指標に係る取組をフォローアップすべく、国庫支出金の所管府省庁に対し、①パフォーマンス指標の設定、②指標の達成状況等の「見える化」、③予算配分のメリハリ、④PDCAの取組、について現状及び今後の取組方針について調査を実施
- 調査対象は地方の裁量度が高く、一定規模以上の国庫支出金41件(うち社会資本整備関係17件)
- 別添のフォローアップ調査結果一覧は、各府省庁の報告をとりまとめたもの

「国庫支出金のパフォーマンス指標に係るフォローアップ調査」の結果について

調査結果の概要：新たな取組事例（社会資本整備以外の分野）

改革工程表該当部分

～2016年度	2017年度
国庫支出金に係る調査や所管府省ヒアリングを実施し、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等について具体的に検討。内閣府及び所管府省庁は、調査・ヒアリングの内容も踏まえ、国庫支出金の性格に応じ、地方自治体によるパフォーマンス指標の設定、またその活用、「見える化」を進める	パフォーマンス指標の進捗状況を「見える化」し、行政事業レビューの取組とも連携しつつ、各府省庁、各自治体自らが成果を評価したり類似団体間で比較可能とする

調査件数：24件（内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省所管）
既にパフォーマンス指標を設定しているものは14件、平成29年度より新たに指標を設定又は充実するものは5件（うち新規3件、充実2件）、今後パフォーマンス指標を新たに設定又は充実するために検討を進めるものが9件（うち新規6件、充実3件）となっている。

① パフォーマンス指標の設定

- （例）教育支援体制整備事業費補助金：スクールカウンセラーに対する満足度、必要度、効果等を調査
- 文化芸術振興費補助金（文化財保存事業費）：観光客の満足度、対象文化財への観光客数等の複数指標
- 子ども・子育て支援交付金：今後、アウトカム指標の設定の在り方について検討
- 医療提供体制推進事業費補助金：医療計画における各種指標をパフォーマンス指標に活用できないか検討

② 指標の達成状況等の「見える化」

- （例）文化芸術振興費補助金（文化振興費）：国庫支出金の配分状況と目標に対する成果をHPで公表予定
- 母子家庭等対策費補助金：事業実施状況を公表中。取組が進んでいる自治体の取組状況の横展開を検討

③ 予算配分のメリハリ

- （例）文化芸術振興費補助金（文化振興費）：実績や取組状況等を評価し、評価を配分に反映することを想定
- 医療提供体制推進事業費補助金：パフォーマンス指標を活用した予算配分についても検討

④ PDCAの取組

- （例）子ども・子育て支援交付金：今後、実施状況のフォローアップ、グッドプラクティスの共有を図る

今後の課題・取組方針（案）

今後は、関係府省の連絡会等を通じて以下の取組を進め、進捗状況について、随時事務局より本WGに報告する。

1. 課題の共有：調査対象のうち、今後指標を設定するための検討を進める国庫支出金に対して、既に指標を設定した国庫支出金の課題解決の方向性を共有することで指標設定を促進
（例）アウトカムに該当するような統計がない場合には利用者アンケート等を活用
事業目的を単一の指標で表すことが困難なものは複数指標を設定 等
2. 横展開：今回、優先的に指標を設定した国庫支出金と類似の性格を有する国庫支出金について、新たに指標を設定することを促進
3. 「見える化」：改革工程表に沿って、2017年度は設定したパフォーマンス指標の「見える化」を推進

調査結果の概要：社会資本整備分野における取組事例

改革工程表該当部分

■地方公共団体が行う交付金に係る事業に関する評価の検討

～2016年度	2017年度～
地方公共団体が行う交付金に係る事業について、一定の線引きを行った上で、評価の在り方を国において検討し、その結果に基づき早期に実施するよう要請	地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金について一定の線引きを行った上でB/Cの算出を要件化するなど、政策目的の実現性を評価
	他の補助金・交付金についても、政策目的の実現性を評価する取組を展開

《国土交通省、農林水産省、関係省庁》

調査件数：17件（内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省所管）（全件、既にパフォーマンス指標を設定）

① パフォーマンス指標の設定

（例）生活基盤施設耐震化等交付金、水道施設整備費補助、水産業強化対策整備交付金等：
事業評価を実施し、費用対効果分析を実施。

農業経営対策地方公共団体事業費補助金：

経営面積の拡大、経営コストの縮減等の中心経営体等の育成・確保に関する成果目標項目を国が設定し、地区が実情に応じて具体的な目標を設定。

② 指標の達成状況等の「見える化」

（例）沖縄振興公共投資交付金：

決算額を内閣府ホームページにて公表。沖縄県は、内閣府及び移替先省庁が定める制度要綱等により、成果目標（定量的な指標）及び成果目標の達成状況の評価を行うとともに、その評価結果をホームページにて公表。

③ 予算配分のメリハリ

（例）水道施設整備費補助等：

事業評価により費用対効果分析を行っており、評価の結果、事業から得られる便益が費用を下回る場合には事業採択や事業継続の対象から除外。

④ PDCAの取組

（例）社会資本整備総合交付金等：

地方公共団体において、整備計画の目標（定量的指標）を設定し、地方公共団体のホームページにて公表を行うとともに、計画期間の終了後、事後評価を行い、その結果を地方公共団体のホームページにて評価結果を公表。

国庫支出金のパフォーマンス指標に係るフォローアップ調査 結果一覧(社会資本整備以外の分野)

国庫支出金名	府省名	指標設定	「見える化」	メリハリ	PDCA
子ども・子育て支援交付金	内閣府	<p>各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び実施しようとする同事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期。</p> <p>【今後の取組方針】上記の指標に加え、参考となるアウトカム指標設定の在り方について、子ども・子育て支援法に基づく施行5年後の見直しと併せて在り方を検討。</p>	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画において公表。</p> <p>【今後の取組方針】市町村における実施状況についてフォローアップを行った上で、参考となるアウトカム指標の在り方、集約・公表の方法について検討。</p>	<p>利用実績・規模等に応じて補助額が決定される仕組み。</p> <p>【今後の取組方針】市町村におけるPDCAの取組を推進し、適切に計画が見直されること等により、地域の実情に応じた事業が行われるように取り組む。</p>	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、地方版子ども・子育て会議等の意見を聴くこと等とされている。また各年度において同計画に基づく施策の実施状況やこれに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施。</p> <p>【今後の取組方針】市町村における実施状況についてフォローアップを行いつつ、グッドプラクティスを自治体に共有(直近の取組として平成28年秋に各自治体に対してアンケート調査を実施し、いくつかの事業の優良事例を抽出し、子ども・子育て支援フォーラムにおいて発表、HPIに掲載予定。)</p>
子ども・子育て支援整備交付金	内閣府	<p>各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び実施しようとする同事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期。</p> <p>【今後の取組方針】上記の指標に加え、参考となるアウトカム指標設定の在り方について、子ども・子育て支援法に基づく施行5年後の見直しと併せて在り方を検討。</p>	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画において公表。</p> <p>【今後の取組方針】市町村における実施状況についてフォローアップを行った上で、参考となるアウトカム指標の在り方、集約・公表の方法について検討。</p>	<p>利用実績・規模等に応じて補助額が決定される仕組み。</p> <p>【今後の取組方針】市町村におけるPDCAの取組を推進し、適切に計画が見直されること等により、地域の実情に応じた事業が行われるように取り組む。</p>	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、地方版子ども・子育て会議等の意見を聴くこと等とされている。各年度において同計画に基づく施策の実施状況やこれに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施。</p> <p>【今後の取組方針】市町村における実施状況についてフォローアップを行いつつ、グッドプラクティスを自治体に共有。</p>
子どものための教育・保育給付費補助金	内閣府	<p>現在、設定していない。</p> <p>【今後の取組方針】各自治体における認可化移行施設数を指標に設定できるか検討を行う。 ※補助を受ける認可外保育施設は、自ら策定する「認可化移行計画」等に応じて移行することとなり、各施設により認可化移行に要する期間にばらつきはある。なお、本事業は、認可化移行計画期間内に認可基準を満たさなければ、補助金の返還を命ずることができる。</p>	<p>現在、行っていない。</p> <p>【今後の取組方針】各施設の認可化移行計画に基づく各年度の認可化移行予定施設数と当該年度の実績(認可化した施設数)を公表予定。</p>	<p>認可化移行等の状況に応じた補助を行っている。</p>	<p>各自治体は、補助金の申請があった認可外保育施設等の認可化への進捗状況を策定された認可化移行計画に照らし合わせ必要な補助を行うこととしている(また、本事業は認可化移行計画期間内に認可基準を満たさなければ、補助金の返還を命ずることができる。)</p>

国庫支出金名	府省名	指標設定	「見える化」	メリハリ	PDCA
沖縄振興特別推進交付金	内閣府	県事業及び市町村事業の成果目標の事後評価結果において「達成・概ね達成」と評価された割合(達成率)を70%以上。	成果指標の達成状況等を国及び沖縄県のHPで公表。	行政事業レビューの達成状況や推進チームの所見、執行実績等を適切に踏まえて予算要求を実施。平成29年度予算においては、過去の繰越額や不用額をもとに予算要求を実施。	・事後評価の結果は毎年、沖縄県振興審議会において報告。 ・事後評価において、事業毎に問題点等を洗い出した上で検証を行い、今後の事業の取組等を記載。
原子力災害対策事業費補助金(繰越分を踏まえたもの)	内閣府	地域防災計画等において要配慮者等が一時退避する施設として位置付けられていること又は位置付けられる予定がある施設を対象とし、予算の範囲内で各道府県ごとの実施すべき施設数を目標値とする。	交付先道府県ごとの国庫支出金の配分状況を国のHP上で公表。	本補助事業の交付要綱においては、放射線防護対策を講ずる対象施設の選定条件として、所在道府県等の地域防災計画等において要配慮者等が一時退避する施設として位置付けられていること又は位置付けられる予定であることを定めており、地域防災計画等の策定や適時行われる見直しに合わせて決定されるものでメリハリをつけることにそぐわない。	交付申請に先立って関係道府県へのヒアリングを行い、各地域の実態やこれまでの事業の効果について把握し、事業執行の改善につなげることにしている。
原子力施設等防災対策等交付金(原子力発電施設等緊急時安全対策交付金)	内閣府	行政事業レビューの評価に用いているアウトカム指標(全体合計)を交付対象道府県ごとに分割して設定。	本交付金は原子力防災の体制整備に必要な費用を国が負担するものであるが、その達成度合い(体制整備の進捗)の見える化については、地域の緊急時対応の確認を行う原子力防災会議の議事資料等をHP上で公開している。	本交付金は原子力防災の体制整備に必要な費用を国が負担するものであって、達成度合い(体制整備の進捗)に応じて配分を減らした場合、原子力防災の体制整備が更に遅れることとなるため、本交付金はメリハリをつけることにそぐわない。	地域の緊急時対応(Plan)に基づき、道府県で防災訓練(Do)を実施し、その評価(Check)を行うことを通じて、緊急時対応を改善(Act)している。
認定こども園施設整備交付金	文部科学省	都道府県ごとの認定こども園数(見込み含む)。 【今後の取組方針】上記の指標に加え、子ども・子育て支援事業計画で定める教育認定子ども(満3歳以上で教育のみを希望する子ども。主に幼稚園児など。)の量の見込みや確保内容を新たに指標として明示。平成29年度事業の交付要綱・交付申請から適用。	【今後の取組方針】平成29年度事業から各都道府県への交付金の内示状況を公表する予定。 ・認定こども園数については内閣府HPで公表済み。教育認定こどもの量の見込み等については各自治体で公表済み。	地方自治体は、子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、必要となる認定こども園の整備を進めており、地方自治体ごとに取組状況や達成度合い等に応じてメリハリをつけることはなじまない。また、本交付金については、認定こども園の施設整備に係る経費のみを対象としており、かつ、交付金の額の算定についても施設の定員規模等に応じた基準により算出しているため、地方自治体の取組状況等を踏まえた増額、追加配分といったことは交付金の仕組み上なじまない。	都道府県・市町村は、域内の状況を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を適宜見直すこととされており、認定こども園の整備についてもその計画の中で必要な整備が進められている。

国庫支出金名	府省名	指標設定	「見える化」	メリハリ	PDCA
文化芸術振興費補助金(文化振興費) (文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業)	文部科学省	<p>現在、設定していない。</p> <p>【今後の取組方針】・経済波及効果、社会的・文化的効果等、国が指標を特定し、地方が自らの実情に応じて具体的な数値を設定することを想定。平成29年度事業の要綱から記載。</p> <p>・経済的効果を事業目的に含む取組については、国庫補助額に対する経済波及効果について、事業実施者がそれぞれの地域・実情に応じて目標を設置し、事業の改善に活用するよう、事業の要綱に記載(平成29年度より実施)。</p> <p>・共生社会の実現等、社会的効果・文化的効果を事業目的とする取組については、参加人数のほか、事業実施者がそれぞれの取組内容・実情に応じて目標を設置し、事業の改善に活用するよう、事業の要綱に記載(平成29年度より実施)。</p>	<p>現在、行っていない。</p> <p>【今後の取組方針】文化庁のHPで国庫支出金の配分状況と目標に対する成果の公表を予定。</p>	<p>現在、行っていない。</p> <p>【今後の取組方針】平成30年度以降補助事業採択審査時に、実績や取組状況等を評価し、評価に応じた補助率を申請補助金額に乗じることで配分に反映することを想定。</p>	<p>現在、行っていない。</p> <p>【今後の取組方針】実績報告書において、事業の事後評価を記載してもらい、次回の申請時に事業の改善を図る仕組みとすることを想定。</p> <p>平成30年度以降に実施予定。</p>

国庫支出金名	府省名	指標設定	「見える化」	メリハリ	PDCA
教育支援体制整備事業費補助金(「いじめ対策等総合推進事業」のうち「スクールカウンセラー等活用事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」)	文部科学省	<p>現在、設定していない。</p> <p>【今後の取組方針】「スクールカウンセラーに対する満足度、必要度、効果」をユーザーである児童生徒に、「スクールソーシャルワーカーに対する満足度、必要度、効果」を教職員に対しアンケート調査を実施し、自治体毎の達成度を把握。</p>	<p>現在、行っていない。</p> <p>【今後の取組方針】満足度や必要度が高い自治体について、自治体名を公表するとともに、その取組について、特に課題のある自治体に対するヒアリング等の機会等を活用し、横展開を図る。</p>	<p>計画額が自治体ごとの学校数等に応じて設定する基礎額を超えている自治体に対しては、予算の範囲内で配分。計画額が基礎額を下回る自治体の場合は、計画額と同額を配分。</p> <p>【今後の取組方針】①-1 国が設定する指標の数値を上回った自治体の場合 ア 自治体の計画額が基礎額を上回っている場合 → 予算の範囲内で金額を配分 イ 自治体の計画額が基礎額を下回っている場合 → 計画額と同額を配分 ※ア、イとも、児童生徒又は学校からの満足度等の高い自治体として自治体名を公表 ①-2 国が設定する指標の数値を下回った自治体の場合 指標を達成するための取組についてヒアリングを実施し、改善策を確認。 ア 自治体の計画額が基礎額を上回っている場合 → 基礎額以上の経費の必要性を確認した上で、予算の範囲内で金額を配分 イ 自治体の計画額が基礎額を下回っている場合 → 計画額と同額を配分</p>	<p>現在、行っていない。</p> <p>【今後の取組方針】メリハリを基に、どれだけ工夫をして、より相談に乗ってもらえるような工夫をしたのか等の取組内容を報告してもらい、事業の改善を図る仕組みを検討。</p>
高等学校等修学支援事業費補助金	文部科学省	<p>経済的理由による高校中退者数を前年度比で減少させる。</p>	<p>行政事業レビューシート(成果目標及び成果実績)をHPで公表。</p>	<p>目標達成のために地方独自の基準等を定めることはできない事業であることから、国と地方が一体となり、国が設定した指標の達成に向け取り組んでいるところであり、予算配分にメリハリをつけることはなじまない。</p>	<p>国が設定した指標「経済的理由による高校中退者数を前年度比で減少させる」の達成に向け、国と地方が一体となり取り組んでいる。国においては「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の経済的理由による中途退学者数を確認し、制度の充実など必要な改善等を図っている。</p>

国庫支出金名	府省名	指標設定	「見える化」	メリハリ	PDCA
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	文部科学省	<p>現在、設定していない。</p> <p>【今後の取組方針】「学校支援・放課後・土曜日の教育活動等の活動に参画した地域住民等の数」や全国学力・学習状況調査等で把握する「保護者や地域住民の教育活動への参画に関する意識及び活動を通じた教育水準」を国が成果指標として設定し、それぞれの増加、向上を図る。各自治体においては、国の成果指標を参酌し、それぞれの地域・実情に応じて目標を設定し、それぞれの自治体において事業の改善に活用するよう、平成29年度の交付要綱・実施要領に記載。</p>	<p>補助金を活用した実施状況を文部科学省のHPや自治体向けの説明会で公表。優良事例の大臣表彰を行っているほか、当該事例の事例集を作成し、文部科学省のHP上で公表。</p> <p>【今後の取組方針】引き続き上記の取組を実施するとともに、パフォーマンス指標の達成度も踏まえて優良事例を選択。</p>	<p>平成29年度以降、事業計画においてそれぞれの自治体の設定する目標の設定状況や、事業内容、改善策等についても確認した上で配分額を決定。</p> <p>【今後の取組方針】自治体の事業計画において、「学校支援・放課後・土曜日の教育活等の活動に参画した地域住民等の数」等についてそれぞれの自治体の設定する目標の達成状況や、事業内容について確認し、課題のある自治体については、ヒアリング等により改善策を確認した上で配分額を決定。</p>	<p>平成29年度以降、事業計画においてそれぞれの自治体の設定する目標の設定状況や、事業内容、改善策等についても確認した上で配分額を決定。</p> <p>【今後の取組方針】自治体の事業計画において、「学校支援・放課後・土曜日の教育活等の活動に参画した地域住民等の数」等についてそれぞれの自治体の設定する目標の達成状況や、事業内容について確認し、課題のある自治体については、ヒアリング等により改善策を確認した上で配分額を決定。</p>
文化芸術振興費補助金(文化財保存事業費)(日本遺産魅力発信推進事業)	文部科学省	<p>平成28年度事業まで指標設定なし。</p> <p>【今後の取組方針】平成29年度事業より新たに評価指標及び目標値を設定(交付申請時に評価指標及び目標値の記載が必須である旨募集要項に明記)。事業実施区分ごとに複数指標を設定。 例:ホームページ閲覧数 ガイド育成講座修了者の後年度活動者数 日本遺産の認知度 調査対象文化財への観光客数 観光客の満足度 等</p>	<p>優良事例については、地方自治体関係者及び一般参加者を対象としたフォーラムで発表するとともに、協議会を対象とした研修会で共有しているところ。来年度以降も優良事例についてフォーラム等で発表等することを予定。</p> <p>【今後の取組方針】引き続き上記の取組を実施するとともに、パフォーマンス指標の達成度も踏まえて優良事例を選択。</p>	<p>事業の効果等の実績を事業の申請時に提出してもらい、ヒアリングを実施した上で事業内容の改善を図る。</p> <p>【今後の取組方針】平成30年度事業より、平成29年度事業計画においてそれぞれの認定自治体が設定する目標値の設定状況や、事業内容、改善策等についても確認した上で配分額を決定。 認定自治体の事業計画において、それぞれの協議会の設定する目標値の達成状況や、事業内容についてヒアリングを実施した上で配分額を決定。</p>	<p>【今後の取組方針】平成30年度事業より、平成29年度事業計画においてそれぞれの認定自治体が設定する目標値の設定状況や、事業内容、改善策等についても確認した上で配分額を決定。 認定自治体の事業計画において、それぞれの協議会の設定する目標値の達成状況や、事業内容についてヒアリングを実施した上で配分額を決定。</p>
保育対策事業費補助金	厚生労働省	<p>子ども子育て支援法に基づき、各市町村において必要となる保育の受け皿の確保のため、保育拡大量の目標値を設定。</p>	<p>毎年9月頃、厚生労働省HPにおいて、各市町村の待機児童数や保育園等の整備量について公表を行っている。</p>	<p>待機児童解消加速化プランに参加する市町村(財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成28年4月1日の待機児童が10人以上かつ平成28年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が実施する事業に対しては、補助率の高上げをしている。</p>	<p>保育の拡大量について毎年報告を求め、自治体の計画と成果について分析、評価を行っている。</p>

国庫支出金名	府省名	指標設定	「見える化」	メリハリ	PDCA
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	厚生労働省	<p>「新規相談受付件数」「プラン作成件数」「就労支援対象者数」「就労・増収率」。</p> <p>【今後の取組方針】支援対象者の経済的变化だけでなく、意欲・関係性・社会参加や経済的困窮、就労の状況等も把握するため平成28年度から「新たな評価指標」を運用しており、この実施結果等に基づき、支援対象者の状態像の向上に着目した「ステップアップ率」の指標等を追加。</p>	<p>各指標については、厚生労働省が各自治体に対して毎月「支援状況調査」を行い、その結果について、厚生労働省のHPにて公表（生活困窮者自立支援制度支援状況調査）。</p> <p>【今後の取組方針】「新たな評価指標」の実施結果等に基づき把握する「ステップアップ率」や、支援対象者を他機関・制度につないだ場合の「つなぎ先」等についても、厚生労働省HPで公表。</p>	<p>平成27年度よりスタートした制度であり、施行2年目の現時点においては、自治体ごとの取組状況にバラツキが見られる状況。仮に取組状況や達成度合い等に応じて国庫支出金の配分にメリハリをつけた場合、自治体ごとの取組格差が更に広がる可能性があるため、達成度合い等の指標をもって予算配分に差を設けることは現時点では行っていない。</p> <p>【今後の取組方針】施行間もない制度であるが、今後の自治体ごとの取組状況や、経済・財政再生計画改革工程表におけるKPIに基づいて国が示す目安値の達成状況等も踏まえ、予算の配分については総合的に検討。</p>	<p>各指標について国が示す目安値を参考に、各自治体においても目標を定め、それを達成するための計画的な取組を行い、その成果を評価するというPDCAサイクルの実施を依頼しているところ。</p> <p>【今後の取組方針】経済・財政再生計画改革工程表に基づくKPIにおいて、平成29年度は新たに、①就労・増収率の引き上げ、②「ステップアップ率」の追加、③つなぎ先の見える化、について見直しを行っており、今後、これらのKPIを踏まえた目安値を設定し、それを参考に各自治体でも計画的な取組を着実に進めていただくよう依頼していく。</p>
保育所等整備交付金	厚生労働省	子ども子育て支援法に基づき、各市町村において必要となる保育の受け皿の確保のため、保育拡大量の目標値を設定。	毎年9月頃、厚生労働省HPにおいて、各市町村の待機児童数や保育園等の整備量について公表。	地域の実情や達成できる保育拡大量を加味した整備計画に対して交付。	保育の拡大量について毎年報告を求め、自治体の計画と成果について分析、評価。
子育て支援対策臨時特例交付金	厚生労働省	子ども子育て支援法に基づき、各市町村において必要となる保育の受け皿の確保のため、保育拡大量の目標値を設定。	毎年9月頃、厚生労働省HPにおいて、各市町村の待機児童数や保育園等の整備量について公表。	自治体の保育の受け皿拡大にかかる計画値を基に、その地域の実情等加味した上で、必要となる額について配分決定。	保育の拡大量について毎年報告を求め、自治体の計画と成果について分析、評価。
地域生活支援事業費補助金	厚生労働省	<p>現在、設定していない。</p> <p>【今後の取組方針】地域生活支援事業は、事業の性格から各事業については細かな制限を設けていないことから、自治体ごとの事業内容にバラツキがあり、事業の数も多いため、国としてパフォーマンスを比較する一定の指標を設定することはなじまない。</p>	<p>全国主管課長会議や国のHPにおいて、地方自治体が各事業に取り組む実施率や事業に要する費用、利用者1人当たりの額などを都道府県別に公表することにより、地方自治体に対して国庫補助金の使い方について検討の機会を与えている。</p> <p>【今後の取組方針】見える化を進めるために公表する事業を増やすことを検討するとともに、例えば事業の実施が低調な都道府県に対しては、改善のためのヒアリングを行うことも検討。</p>	補助金については、必須事業の着実な実施を支援することを重点課題としている。これを踏まえ、補助金の配分は必須事業の実績等を最大限配慮。	市町村必須事業13事業、都道府県必須事業10事業に加え、市町村又は都道府県が任意に実施できる事業で構成されており、こうした膨大な事業について、市町村、都道府県別に評価することはなじまない。

国庫支出金名	府省名	指標設定	「見える化」	メリハリ	PDCA
生涯職業能力開発事業等委託費	厚生労働省	<p>訓練修了者の訓練修了後3カ月時点の就職率70%。</p> <p>【今後の取組方針】平成29年度から就職率を75%に引き上げ。</p>	<p>毎年度、国のHPIにおいて、各都道府県の就職率を公表。</p>	<p>各都道府県等において作成した職業訓練の実施計画に基づき契約額(予算の配分額)を決定。</p>	<p>国において経済団体で構成される雇用保険二事業懇談会(厚生労働省開催)で各年度の目標設定及び実績評価を受けている。各都道府県において国・都道府県・経済団体等が参画した地域訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況の把握及び次年度職業訓練計画の見直し等を行っている。</p>
母子家庭等対策費補助金	厚生労働省	<p>現在、設定していない。</p> <p>【今後の取組方針】例えば、本事業に含まれる、母子・父子自立支援プログラム策定事業における「母子・父子自立支援プログラム策定件数における就業達成割合」などの指標の中から、各地方自治体が自らの実情に応じて成果目標を設定することが考えられる。</p>	<p>自治体の事業の実施状況(事業ごとの実施自治体数など)を厚生労働省の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況)。</p> <p>【今後の取組方針】今後、取組が進んでいる自治体については、自治体名を公表するとともに、取組状況に関する聞き取り等を行い、自治体を集めた全国会議の場等で発表を行い、周知等により横展開を図ることを検討。</p>	<p>各地方自治体において、それぞれの事業のうち重点的に行うべきものの需要を把握し、事業実施予定を踏まえて交付申請。国は地方自治体から提出された申請をとりまとめ、交付決定。</p> <p>【今後の取組方針】地方自治体から提出された事業実施予定と併せて目標の達成状況を確認し、特に、目標未達成の自治体については改善策のヒアリング等を行った上で交付額を決定することが考えられる。</p>	<p>国において、行政事業レビューで設定している成果目標の達成率、成果実績、予算の執行率等を踏まえて次年度の予算要求へ反映。</p> <p>【今後の取組方針】目標の未達成の自治体については改善策のヒアリング等を行った上で、次年度の事業実施に反映させていくことが考えられる。</p>
医療提供体制推進事業費補助金	厚生労働省	<p>現在、設定していない。</p> <p>【今後の取組方針】新たな指標を検討。検討の方向性は、統合補助金の事業目的(医療計画の実効性の確保)を踏まえ、“医療計画における各種指標”をパフォーマンス指標として活用できないか検討。※現在、「医療計画の見直し等に関する検討会」にて、平成30年度からの次期医療計画及びその評価に用いるための“医療計画における各種指標”等について検討が行われている。</p>	<p>交付状況や達成状況の評価については、厚生労働省のHPIにて都道府県別に交付額を公表するとともに、行政事業レビュー等による取組等を通じ「見える化」を行っている。</p> <p>【今後の取組方針】これまでの取組に加え、パフォーマンス指標の達成状況についても「見える化」を図れるよう検討。</p>	<p>限られた予算の中でメリハリある配分を行うため、都道府県からの申請が予算額を上回る状況も踏まえ、政策の推進を図る上で、特に必要となる事業について重点的に配分する等の配分方針を年度毎に検討の上、対応。</p> <p>【今後の取組方針】限られた予算の中での配分となることから、各都道府県において必要な医療体制の確保が図られるよう慎重な対応が必要と考えるが、パフォーマンス指標を活用した予算配分についても検討。</p>	<p>行政事業レビューの取組等を通じて実施。</p> <p>【今後の取組方針】パフォーマンス指標の設定により、その達成度合いや取組状況などによるPDCAサイクルの実施についても検討。平成30年度から次期医療計画が開始し、各都道府県が策定する当該計画を評価する各種指標も当該年度から活用されることになるため、平成30年度の交付要綱から、パフォーマンス指標を新たに設定できるよう都道府県等とも調整しながら進めていく予定。</p>

国庫支出金名	府省名	指標設定	「見える化」	メリハリ	PDCA
児童福祉事業対策等補助金	厚生労働省	<p>現在、設定していない。</p> <p>【今後の取組方針】パフォーマンス指標として新たな指標を検討している。具体的には、この統合補助金の”地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図る”という事業目的を踏まえ、今後検討していく。</p>	<p>自治体の事業の実施状況等を厚生労働省のHPIに掲載(社会的養護の推進に向けて・社会的養護の現状について)。</p> <p>【今後の取組方針】今後、取組が進んでいる自治体については、自治体名を公表するとともに、取組状況に関する聞き取り等を行い、自治体を集めた全国会議の場等で発表を行い、周知等により横展開を図ることを検討。</p>	<p>各地方自治体においてそれぞれの事業のうち重点的に行うべきものの需要を把握し、事業実施予定を踏まえて交付申請を行っている。国は地方自治体から提出された申請をとりまとめ、交付決定。</p> <p>【今後の取組方針】地方自治体から提出された事業実施予定と併せて目標の達成状況を確認し、特に、目標未達成の自治体については改善策のヒアリング等を行った上で交付額を決定することが考えられる。</p>	<p>国において、行政事業レビューで設定している成果目標の達成率、成果実績、予算の執行率等を踏まえて次年度の予算要求へ反映。</p> <p>【今後の取組方針】目標の未達成の自治体については改善策のヒアリング等を行った上で、次年度の事業実施に反映させていくことが考えられる。</p>
雇用開発支援事業費補助金(地域活性化雇用創造プロジェクト)	厚生労働省	<p>事業に関する都道府県ごとの正社員就職者数。</p>	<p>厚生労働省HPIに、都道府県ごとの目標値を公表。 ※平成28年度2次補正予算より創設された事業のため、現時点で実績なし。</p> <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事業レビューシートに全国計の実績を記載し、厚生労働省HPIに公表する予定。 雇用保険料を負担する事業主体団体の議論を経て、事業全体の目標値及び実績評価を厚生労働省HPIに公表する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県ごとの目標値により補助金配分の上限額を設定。 本事業の実施期間は最大3年間であるが、都道府県ごとの目標値の達成状況により翌年度以降の事業継続の可否を判断。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県からの事業の実績報告の達成状況に応じ、翌年度以降の事業の見直しや廃止を行う仕組み。 事業の選定を行う評価・選定委員会(外部有識者等で構成)が都道府県ごとの事業評価もを行い、必要な改善を指示できる仕組み。
社会福祉施設等施設整備費補助金	厚生労働省	<p>現在、設定していない。</p> <p>【今後の取組方針】新たな指標として、障害福祉計画で定めている「施設入所者の地域生活への移行」等の事項について検討したが、当該補助金による整備以外の手法(一人暮らしによる賃貸物件の活用等)もあることから、国としてパフォーマンスを比較する一定の指標を設定することはなじまない。指標の設定については引き続き検討していく。</p>	<p>内示状況を国のHP上で公表している。</p>	<p>通知で示している優先的な整備対象をもとに、都道府県市において、地域の実情に応じ、真に必要と認められる整備について優先順位を付して協議している。</p>	<p>国において、行政事業レビューで設定している成果目標の達成率、成果実績、予算の執行率等を踏まえて次年度の予算要求へ反映。</p>

国庫支出金名	府省名	指標設定	「見える化」	メリハリ	PDCA
農山漁村活性化対策推進交付金 (鳥獣被害防止総合対策推進交付金)	農林水産省	鳥獣被害対策実施隊の設置数。	地方自治体への交付金の交付状況や鳥獣被害対策実施隊の設置数を国のHPで公表。	鳥獣被害対策実施隊等の取組状況等に応じ、鳥獣被害防止総合対策交付金を優先的に配分するような配分基準。	市町村が定める被害防止計画は鳥獣被害対策実施隊に関する事項等を記載しており、市町村は都道府県等から情報の提供や技術的な助言を受けつつ、当該計画の見直しを行う。

国庫支出金のパフォーマンス指標に係るフォローアップ調査 結果一覧(社会資本整備分野)

国庫支出金名	府省名	指標設定	「見える化」	メリハリ	PDCA
沖縄振興公共投資交付金	内閣府	沖縄県の成果目標達成率が70%以上の事業数。	沖縄振興公共投資交付金の決算額を内閣府ホームページにて公表。沖縄県は、内閣府及び移替先省庁が定める制度要綱等により、成果目標(定量的な指標)及び成果目標の達成状況の評価を行うとともに、その評価結果をホームページにて公表。	沖縄県が各省の枠にとらわれず、8省庁・17事業の中から沖縄の実情に即して、自主的な選択により作成する「沖縄振興交付金事業計画」に基づき交付。	沖縄県は、成果目標及びその達成予定年度を設定し、設定した成果目標の達成予定年度以後、速やかに当該成果目標の達成状況について評価を実施。また、目標達成率を踏まえ、更なる効率化等に向けた検証を実施。内閣府においては、県から提出される評価結果について、事業の執行官庁である関係省庁と共有し、効果的・効率的な制度となっているか確認。
生活基盤施設耐震化等交付金	厚生労働省	都道府県が策定する生活基盤施設耐震化等事業計画に沿って事業評価を実施し、費用対効果分析を実施。	厚生労働省ホームページにおいて配分状況を公表。	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱に基づき事業効果等の検証を行っており、効果が認められないと思われる事業については、配分対象から除外。	交付要綱上、交付金の交付期間の終了時及び必要に応じて交付期間の中間年度に生活基盤施設耐震化等事業計画の目標の実現状況等について評価を実施。
水道施設整備費補助	厚生労働省	水道施設整備事業の評価実施要領に基づき、事業評価により費用対効果分析を実施。	厚生労働省ホームページにおいて配分状況及び事業評価結果を公表。	事業評価により費用対効果分析を行っており、評価の結果、事業から得られる便益が費用を下回る場合には事業採択や事業継続の対象から除外。	事業採択後に定期的に事業評価を行っているほか、総事業費が10億円以上の事業については事業採択の適正な実施に資する観点から、事業採択前の段階において事業評価を実施。
農山漁村地域整備交付金	農林水産省	各自治体自らが、地域の実情に応じて農山漁村地域整備計画を策定(都道府県によって複数作成)し、それと合わせて農山漁村の基盤整備に関する指標を設定。また、原則平成29年度から、一定の線引きを行った上でB/Cを算出し、その結果を整備計画に記載し、公表することとしている。	各自治体が設定した指標の達成状況については、農山漁村地域整備計画毎に各自治体自らが事前評価、事後評価を行い、その結果を公表。また、原則平成29年度から、一定の線引きを行った上でB/Cを算出し、その結果を整備計画に記載し、公表することとしている。	農地面積、森林面積、海岸延長等の客観的な指標や各都道府県における実施状況を基に予算配分を実施。	各自治体自らが地域の実情に応じて指標を設定し、その達成状況については各自治体が策定する農山漁村地域整備計画毎に事前評価、事後評価を実施。
農業経営対策地方公共団体事業費補助金	農林水産省	経営面積の拡大、経営コストの縮減等の中心経営体等の育成・確保に関する成果目標項目を国が設定し、地区が実情に応じて具体的な目標を設定。	成果目標の達成状況や本事業等の活用事例を農林水産省のホームページ等で公表。	農業者の経営改善に向けた取組状況や地区の農地集積の取組状況等に基づき、配分基準ポイントを算出し、予算配分に反映。	市町村は成果目標の達成状況を都道府県に報告。都道府県はその内容について点検評価し、適切な指導を行うとともに評価結果等を国に報告。国は成果目標の達成状況の評価を行い、必要に応じて都道府県を指導。

国庫支出金名	府省名	指標設定	「見える化」	メリハリ	PDCA
農業・食品産業強化対策整備交付金(強い農業づくり交付金)	農林水産省	都道府県が採択した事業地区ごとの成果目標(10a当たりの労働時間の削減等)の都道府県ごとの平均達成度合い。	事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等及び生産局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果をウェブサイト等で公表。	事業実施地区ごとの成果目標の平均達成度合いが一定の基準に達していない都道府県について、次年度以降の交付金額を減少。	<p>○事業実施状況の報告・改善措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況を作成し、都道府県知事に報告する。 ・都道府県知事は、事業実施主体からの事業実施状況の内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講じる。 <p>○成果目標の達成状況の評価報告・改善措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体は、事業ごとに設定した成果目標の達成状況を、目標年度の翌年度に確認評価を実施し、都道府県知事に報告する。 ・都道府県知事は、事業実施主体から成果目標の達成状況についての評価報告を受け、地方農政局長等に報告するとともに、成果目標が達成されていない場合は、当該成果目標が達成されるまでの間、改善指導の報告をさせる。 また、地方農政局長等は、都道府県知事からの報告を点検評価し、成果目標が達成されていない場合は、都道府県知事に対して改善措置を提出させる。 <p>○改善計画の作成・改善状況の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事は、事業で導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合は、事業実施主体に対し、改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導する。 <p>○評価結果の配分額への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国(本省)は都道府県別の成果目標の達成度に基づき、都道府県への交付金の配分額に一定の差を設けて配分する。
農地集積・集約化対策地方公共団体事業費補助金	農林水産省	担い手が利用する農地面積の割合が8割となるよう指標を設定。	指標を含む事業の実施状況については、毎年度、農林水産業・地域の活力創造本部において評価が行われた後、ホームページで公表。また、優良事例集を作成してホームページで公表するとともに、機構の活動の横展開を図ることにより、実績の向上を図っている。	毎年度、農林水産業・地域の活力創造本部における実績の評価や同本部で確認された今後の改善方を踏まえ、指標の達成に資するように都道府県に配分。また、機構集積協力金の国から都道府県への配分については、新規集積面積に応じて予算配分することにより指標の達成を図る。	指標を含む事業の実施状況については、毎年度、農林水産業・地域の活力創造本部において実績の評価及び今後の改善方の確認を実施。また、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後(平成31年)を目途に事業内容等について、事業実績の評価や効果の検証を踏まえた改善を図ることとしている。
農地集積・集約化対策整備費補助金	農林水産省	担い手が利用する農地面積の割合が8割となるよう指標を設定。	指標を含む農地中間管理事業の実施状況については、毎年度、農林水産業・地域の活力創造本部において評価が行われた後、ホームページで公表。	農地中間管理機構による担い手への農地集積率の向上が見込まれる地区のみに予算を配分。	指標を含む農地中間管理事業の実施状況については、毎年度、農林水産業・地域の活力創造本部において実績の評価及び今後の改善方の確認を実施。

国庫支出金名	府省名	指標設定	「見える化」	メリハリ	PDCA
国産農畜産物・食農連携強化対策地方公共団体整備費補助金	農林水産省	畜産クラスター協議会が、計画において、事業実施年度から10年後に①～③のいずれかを達成することを旨として自ら成果目標を設定。①販売額の10%以上の増加、②生産コストの10%以上の削減、③農業所得又は営業利益の10%以上の増加。	都道府県知事は、実施した交付対象事業の概要について、事業実施年度の翌年度中に都道府県ホームページに掲載。	畜産クラスター協議会が作成する計画に対して、協議会の取組内容や施設整備による効果、成果目標等について都道府県が実施する総合評価を踏まえて、効果の見込まれる計画を優先して国が採択。なお、施設整備事業の事業実施計画の作成に当たっては、B/C分析を実施。	○事業実施状況の報告・改善措置 事業実施状況・事業実績について、必要に応じて、都道府県、畜産クラスター協議会等に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導する。 ○成果目標の達成状況の評価報告・改善指導 事業実施後5年以内で定める成果目標年度の翌年度に事業実施後の成果報告書を求め、達成度の評価を実施し、成果目標の達成度合いに応じて、協議会を指導。 ○改善指導 事業実施計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせる。
水産業強化対策整備交付金	水産庁	自治体ごとには指標の設定を行っていないが、個別の地区単位において事業内容に応じた成果目標を設定(収入の向上、費用の削減等)するとともに、費用・便益分析(B/C)を要件化しているところ。	国庫支出金の配分状況を農林水産省のホームページで公表。また、実施要領等において個別の地区における成果目標の達成状況等について事後評価を行ない、結果について都道府県等が公表するよう定めている。	自治体ごとには指標の設定を行っていないが、個別の地区単位において費用・便益分析(B/C)の結果、事業目的への寄与度、都道府県における重点化度合い、水産政策への該当度合いについてポイント制で評価を行い、交付金の配分額に反映させているところ。	事業実施主体は、事業の成果目標の目標年度(事業終了年度後3年度以内で事業実施主体が設定)の翌年度において、事業計画の成果目標の達成状況を評価し、水産庁長官に報告する。
農山漁村活性化対策整備交付金(農山漁村活性化対策整備交付金)	農林水産省	実施する事業内容に応じた評価指標を設定(定住人口や地域産物の販売額の増加等)。	活性化計画で設定した定住人口や地域産物の販売額の増加等の評価指標について、計画主体が計画期間終了後事後評価を行い、結果をホームページ等で公表。また、優良事例集を農水省ホームページで公表。	本事業の効果は事業実施後(施設整備後)に発現するため、活性化計画ごとの取組状況や達成度合い等に応じて予算配分にメリハリをつけることはできない。ただし、活性化計画で設定した評価指標の高い事業から優先採択している。また、事業の事後評価結果(事業実施計画に定められた目標の達成率)が低い場合は、重点的な指導、助言を行い、改善がみられない場合は、同一計画主体がその後に計画するものに対する交付金の交付を、改善が見込まれるまで見合わせている。	事業の事後評価を行い、事業実施計画に定められた目標の達成率が低調である場合、計画主体は、その要因、推進体制及び施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成、公表した上で農林水産大臣へ提出し、その後の改善状況を報告することとしている。また、改善がみられない場合は、同一計画主体がその後に計画するものに対する交付金の交付を、改善が見込まれるまで見合わせている。
防災・安全社会資本整備交付金(社会資本総合整備事業費)	国土交通省	地方公共団体において整備計画を策定するに当たり、整備計画の目標(定量的指標)を設定。なお、目標設定に当たっては、平成27年度に国土交通省から望ましい目標例/望ましくない目標例を提示し、地方公共団体における適切な目標(定量的指標)の設定を促しているところ。あわせて、平成29年度以降に事業の着手を行うなど、一定の線引きを行った上で、費用便益比(B/C)の算出を要件化。	整備計画の目標の達成状況について、計画期間の終了後、地方公共団体において事後評価を行い、その結果を地方公共団体のホームページにて公表。また、毎年度の整備計画ごとの交付金の配分額を国土交通省のホームページにて公表している。あわせて、平成29年度以降に事業の着手を行うなど、一定の線引きを行った上で、費用便益比(B/C)を算出し、その結果を整備計画に記載し、地方公共団体のホームページにて公表。	平成28年度より、優先度の高い事業について国と地方公共団体との間で「重点配分対象事業」として共有し、当該事業のみで構成される整備計画(重点計画)に対する交付金の重点的な配分を開始したところ。	地方公共団体において、整備計画の目標(定量的指標)を設定し、地方公共団体のホームページにて公表を行うとともに、計画期間の終了後、事後評価を行い、その結果を地方公共団体のホームページにて評価結果を公表。

国庫支出金名	府省名	指標設定	「見える化」	メリハリ	PDCA
社会資本整備総合交付金(社会資本総合整備事業費)	国土交通省	地方公共団体において整備計画を策定するに当たり、整備計画の目標(定量的指標)を設定。なお、目標設定に当たっては、平成27年度に国土交通省から望ましい目標例/望ましくない目標例を提示し、地方公共団体における適切な目標(定量的指標)の設定を促しているところ。あわせて、平成29年度以降に事業の着手を行うなど、一定の線引きを行った上で、費用便益比(B/C)の算出を要件化。	整備計画の目標の達成状況について、計画期間の終了後、地方公共団体において事後評価を行い、その結果を地方公共団体のホームページにて公表。また、毎年度の整備計画ごとの交付金の配分額を国土交通省のホームページにて公表している。あわせて、平成29年度以降に事業の着手を行うなど、一定の線引きを行った上で、費用便益比(B/C)を算出し、その結果を整備計画に記載し、地方公共団体のホームページにて公表。	平成28年度より、優先度の高い事業について国と地方公共団体との間で「重点配分対象事業」として共有し、当該事業のみで構成される整備計画(重点計画)に対する交付金の重点的な配分を開始したところ。	地方公共団体において、整備計画の目標(定量的指標)を設定し、地方公共団体のホームページにて公表を行うとともに、計画期間の終了後、事後評価を行い、その結果を地方公共団体のホームページにて評価結果を公表。
住宅市街地総合整備促進事業費補助	国土交通省	「密集市街地総合防災計画作成マニュアル」において、木造・防火木造建ぺい率の低減(不燃領域率の向上)等の項目について具体的に記載するよう示している。	各地方公共団体の取組みの参考となる事例を地方公共団体等向けの説明会や関連会議等にて紹介。また、各地方公共団体の取組の参考となる事例集を作成し、公表。	設定したパフォーマンス指標の効果が着実に発現することが見込まれる事業について、配分にあたって一定配慮するとともに、執行状況についても考慮。	補助事業の新規事業採択時評価(B/C)の結果をホームページに公表。本事業は再評価の対象にもなっているため、今後、再評価実施要領に基づく事業評価を実施。
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	一人一日当たりのごみの量、リサイクル率、ごみトン当たり発電電力量、最終処分されるごみの量等を二酸化炭素排出抑制事業費交付金交付要綱において設定。	本交付金の内示状況については環境省ホームページで公表。また、交付要綱等において、地域計画の目標の達成状況等について事後評価を行うこととしており、事後評価を行った市町村は報告書を公表。	交付対象について、高効率エネルギー利用や施設の長寿命化に資する事業等について、政策目的に照らして重点化。	交付要綱等において、市町村が地域計画の目標の達成状況等について事後評価を行い、その結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合、その市町村等は、達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を作成。また、市町村等は、事後評価を行った時点で有効な地域計画を有する場合、あるいは事後評価の実施以降に新たに地域計画を作成する場合は、事後評価の報告書及び改善計画書の内容を反映。
循環型社会形成推進交付金	環境省	一人一日当たりのごみの量、リサイクル率、ごみトン当たり発電電力量、最終処分されるごみの量、浄化槽処理人口普及率等を循環型社会形成推進交付金交付要綱において設定。	廃棄物処理施設及び浄化槽整備に関する本交付金の内示状況については、環境省ホームページで公表。また、交付要綱等において、地域計画の目標の達成状況等について事後評価を行うこととしており、事後評価を行った市町村は報告書を公表。	交付対象について、廃棄物処理施設については、高効率エネルギー利用や災害廃棄物処理体制の強化、施設の長寿命化に資する事業等について、政策目的に照らして重点化。また、浄化槽については、省エネ性能等に優れた環境配慮型浄化槽の普及、地震に強い浄化槽の特徴を活かした浄化槽整備、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に資する事業等について、施策目的に照らして、重点化。	交付要綱等において、市町村が地域計画の目標の達成状況等について事後評価を行い、その結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合、その市町村等は、達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を作成することとしている。また、市町村等は、事後評価を行った時点で有効な地域計画を有する場合、あるいは事後評価の実施以降に新たに地域計画を作成する場合は、事後評価の報告書及び改善計画書の内容を反映。
廃棄物処理施設整備交付金	環境省	一人一日当たりのごみの量、リサイクル率、ごみトン当たり発電電力量、最終処分されるごみの量等を廃棄物処理施設整備交付金交付要綱において設定。	本交付金の内示状況については環境省ホームページで公表している。また、交付要綱等において、地域計画の目標の達成状況等について事後評価を行うこととしており、事後評価を行った市町村は報告書を公表。	交付対象について、高効率エネルギー利用や災害廃棄物処理体制の強化、施設の長寿命化に資する事業等について、政策目的に照らして重点化。	交付要綱等において、市町村が地域計画の目標の達成状況等について事後評価を行い、その結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合、その市町村等は、達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を作成することとしている。また、市町村等は、事後評価を行った時点で有効な地域計画を有する場合、あるいは事後評価の実施以降に新たに地域計画を作成する場合は、事後評価の報告書及び改善計画書の内容を反映。